

全 社 協

# Action Report

8月27日からの大雨被害  
第2報

2019（令和元）年8月30日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
Japan National Council of Social Welfare  
（全社協 ぜんしゃきょう）

総務部広報室 [z-koho@shakyo.or.jp](mailto:z-koho@shakyo.or.jp)  
TEL03-3581-4657 FAX03-3581-7854  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル

※ 九州北部を中心とする8月27日からの大雨被害についての情報をお送りします。

## 8月27日からの大雨による被害状況等

8月27日からの大雨により、大雨特別警報が発表された福岡県、佐賀県、長崎県の3県を中心に死者3名、家屋被害約880棟等の大きな被害が生じています。

（8月30日13時現在 総務省消防庁発表）

全社協では、「豪雨災害福祉対策本部」を8月28日に設置し、全社協構成組織をはじめ、関係機関と連携して、被害状況やニーズの把握等を行っています。

### ○災害救助法の適用について

8月28日時点で、佐賀県の10市10町に災害救助法が適用されました。

#### ■佐賀県（10市10町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

### <被害および支援活動の状況>

#### ■社協・ボランティア関係

### ○被災地でのボランティア活動について

全社協では、全国ボランティア・市民活動振興センター職員を8月30日から被災地に派遣し、被災地の情報収集や災害ボランティアセンター設置に向けた調整を進めています。

## ○県社協・被災地社協の動き

被災地における災害ボランティアセンターの開設およびボランティアの募集については、市町村ごとに判断されることとなります。

また、災害ボランティアの募集を行っている場合であっても、当該市町村内もしくは県内の方に限っている場合もあります。今後の支援ニーズの状況により、ボランティアの募集範囲は変化しますので、募集の有無とその詳細は各市町村の災害ボランティアセンターのホームページ等により最新情報をご確認ください。

■現時点での被災地のボランティア募集状況は、全社協「被災者支援・災害ボランティア情報」(<https://www.saigaivc.com/>)をご参照ください。

### 福岡県

福岡県社協では、被害が報じられた地域に職員を派遣し、各市町社協職員とともに状況確認、支援調整を進めています。

筑後市では災害ボランティアセンターを設置、久留米市では災害ボランティア相談窓口を設置してボランティアによる支援を開始しました。

八女市では、市内の社会福祉法人等で構成される市社会福祉法人連絡会や八女市社協職員が支援を行っています。なお、八女市はボランティアの募集はありません。

### 佐賀県

佐賀県社協では、被害が報じられた地域に職員を派遣し、各市町社協職員とともに状況確認、支援調整を進めています。

県内 4 市 1 町(佐賀市、多久市、武雄市、小城市、大町町)で災害ボランティアセンターが設置されました。災害ボランティア活動を検討される際には、各市町でボランティアの募集状況が異なるため最新情報を確認してください。

### 長崎県

長崎県社協では、被害が報じられた地域の市町社協と連絡を取りながら状況確認を行っています。

現時点では、県内で災害ボランティアセンターが設置された市町村はありません。

※ 全社協「被災者支援・災害ボランティア情報」(<https://www.saigaivc.com/>)に掲載している情報(8月30日14時時点)に基づき、総務部広報室 整理。

## ■ 社会福祉法人・福祉施設関係

厚生労働省は、各自治体に対して8月29日付で事務連絡を発出、社会福祉施設における高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の緊急的な受入れ、避難者への対応を依頼するとともに、必要に応じて法人間、関係団体との連携による職員の応援確保を要請しました。

全社協種別協議会に対しても、自治体から被災した要配慮者への対応や被災地の社会福祉施設への支援等について会員法人・福祉施設に依頼があった場合、可能な範囲での協力要請がなされました。

なお、現時点での社会福祉施設等の被災状況は以下のとおりです。

### < 高齢者関係施設 >

佐賀県佐賀市、唐津市、多久市、大町町、白石町において、特別養護老人ホーム1か所、介護老人保健施設1か所、有料老人ホーム1か所、介護療養型医療施設1か所、通所介護事業所1か所、宅老所2か所の計7か所から床上浸水や雨漏りなどの被害が報告されています。

### < 障害児・者関係施設 >

佐賀県鳥栖市、神埼市の障害者支援施設2か所において、雨漏りの被害が報告されています。

### < 児童関係施設等 >

佐賀県佐賀市の児童養護施設1か所、保育所1か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所1か所で床上浸水や雨漏りの被害が報告されています。児童養護施設の入所児童は同施設の2階以上に退避し、人的被害は生じていません。

### < 救護施設の被害状況 >

佐賀県多久市の救護施設では、浸水被害および屋根上への倒木があり、利用者は高台にある自施設の体育館に避難したと報告されています。

神埼市の救護施設では、河川増水に伴い避難をした同法人の施設利用者や地域住民計89名の受け入れをしています。

※ 厚生労働省からの情報(8月30日6時30分時点および8月29日5時時点)に基づき、総務部広報室 整理。